新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

国は、2月10日、基本的対処方針を変更し、マスク着用の考え方を示した。

これを受け、2月14日に東京都は、3月13日から5月7日までの感染拡大防止の取組を決定した。

区は、国および都の方針を受けて、3月13日から5月7日までの間、以下のとおり対応する。 ただし、区立小中学校、幼稚園は、4月1日からとする。

1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様には、下記の点をお願いする。
 - ・3密の回避、手洗い、換気をはじめとした基本的な感染防止策の徹底
 - ・屋内・屋外を問わず、マスクの着用は個人の判断に委ねる。ただし、高齢者等重症化リスクの高い方などの感染を防ぐため、医療機関の受診時などの場面では、マスクの着用を推奨
 - ・積極的なワクチン接種
 - ・感染に不安を感じた場合の検査受診
 - ・陽性者のうち無症状の場合等には、療養期間中においてもやむを得ず外出する際の感染 予防行動の徹底
- (2) 区内の飲食店等のうち、都の感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗(以下「非認証店」という。)については、入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とし、酒類の提供は午後9時までとするようお願いする。

引き続き、業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策【区立施設、区主催のイベント・事業】

- (1) 区が行う対応策
 - ア 手指消毒、換気、3密の回避など、基本的な感染防止策を徹底する。
 - イ 窓口の飛沫防止用のパーテーションは、引き続き設置する。
 - ウ 混雑時の入場者の整理等の実施を徹底する。
 - エ 長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者に 注意喚起する。
 - オ 入浴は、引き続き禁止する。
 - カ 職員のマスクの着用は、個人の判断とする。ただし、窓口対応、高齢者・障害者施設等で の勤務、車両の利用等においては、極力、マスクを着用する。
- (2) 区民にお願いする対応策

はつらつセンター・敬老館などの高齢者施設や福祉園・福祉作業所などの障害者施設等を利用するとき、また、高齢者等重症化リスクの高い方が多数集まる事業・イベントに参加するときは、マスクの着用を推奨する。

3 区民の皆様へのお願い

自分と大切な人や社会を守るためにも、早めのワクチン接種をお願いします。感染に不安を 感じたら、都が実施する検査を受けてください。療養期間中にやむを得ず外出する場合は、マ スクの着用、人混みを避けるなどの感染予防行動を徹底してください。

混雑している場所や時間をできるだけ避けて3密を回避することや、こまめな換気、手洗い・手 指消毒をはじめとした、基本的な感染防止策の徹底を引き続きお願いします。

屋内・屋外を問わず、マスクの着用は個人の判断となります。ただし、以下の場面ではマスクの着用をお願いします。

- (1) 医療機関の受診時
- (2) 高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- (3) 感染流行期に重症化リスクの高い方が混雑した(人との距離が確保できない)場所に行く時
- (4) 通勤ラッシュ等混雑した電車やバスに乗車する時
- (5) 施設の利用やイベント参加時に事業者から呼びかけられた時

会食は感染防止策が徹底された、感染防止徹底点検済証の交付を受けている店舗の利用をお願いします。

4 区内事業者へのお願い

- (1) 高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用をお願いします。
- (2) 飲食店等のうち非認証店については、同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内、滞在時間を2時間以内とし、酒類の提供・持込は午前11時から午後9時までとするようお願いします。

営業にあたっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

- (3) テレワークの推進や、職場での基本的な感染防止策を徹底するようお願いします。
- (4) 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴 (TOKYO ワクション等を活用) や陰 性の検査結果を確認する取組にご協力ください。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国、都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国、都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。